寿都湾 議会だより

No. 152 平成24年2月

発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 ／FAX 0136-62-3431

平成23年 第4回定例会

平成23年第4回定例会は、12月20日招集され、町長の行政報告の後、意見案2件、平成22年度各会計の決算認定8件、条例の制定1件、条例の一部改正3件、単行議案3件、23年度各会計補正予算2件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

行政報告

片岡春雄　町長

●水産

漁獲高

平成23年の漁協の水揚げ状況についてご報告いたします。

今年3月、東日本大震災が発生し、日本の漁業の一大生産拠点である岩手・宮城・福島の3県は甚大な被害を受け、国内の水産業界にとっても大きな打撃が生じることとなりました。

本町においては、漁協の市場取扱高は、11月末時点で13億3千436万円と前年同月と比較して1億7千300万円ほど減少しております。

漁獲量及び魚価を前年対比しますと、11月末の漁獲量は4千772tで前年同期8千548tの実績に対し、56%にとどまる大幅な減となっております。

漁獲の減少は、ホッケ、カレイ、タラなどで、特にホッケの漁獲量は前年対比4千105tの減となっており、金額においては2億337万円の減少と、過去10年を溯って見ても最低の水準にまで落ち込んでおり、これまで主力として漁業生産を支えてきた魚種だけに漁業関係者にとっても大きな閉塞感となっております。

また、イカナゴについては、344tと前年度より16tの増となり、好漁に恵まれたにもかかわらず、震災

「かもめ団地４号棟」１２月１９日竣工

がもたらした原発事故の風評被害等の影響によるものか、魚価安により3千900万円の減となりました。

価格が上昇した魚種は、サケ、ホッケ、ホタテなどで、特にホタテの単価は、55％の増となっており、減産を余儀なくされた地域の落ち込みが、市況に跳ね返り前年度の水準をさらに上回る単価となりました。

ナマコ漁は、資源管理体制の強化の観点から、漁獲量の規制を図るなどの取組みがなされており、数量では前年度並みの約72t、金額では震災後の輸出規制の影響などもあり、3億4千494万円と前年度より、8千70万円の減となりました。

イカ漁については、好漁場が形成された太平洋及び根室海域での操業や、秋以降の漁の終盤、外来船の入港増などもあり金額では対前年比74％増の1億6千280万円の水揚となっております。

漁業生産計画は、漁獲高13億2千万円に対し、11月末現在の総取扱高は13億3千436万円の実績で、すでに計画は達成されておりますが、近年においては低位な水準となる見込みとなっております。

本年は、震災による影響や長引く経済不況、そして円高やデフレによる魚価安、さらには、これまで主力としていたホッケの資源水準が大幅に落ち込むなど、今後の懸念もありますが、残す12月の漁獲を期待するところであります。

●主要作物作柄状況

今年は、融雪の遅れや春先の天候不順の影響による農作業の遅れと、9月の台風・大雨により、農作物の生育に大きな影響を受けましたが、各農家の適正な管理により、全般的には平年並みの状況でありました。

水稲につきましては、移植の遅れからやや生育が遅れて、心配しておりましたが、夏場の高温により遅れを取り戻し、平年並みまで回復することができました。

馬鈴しょにつきましても、春先の植え付け作業の遅れと、収穫前の大雨等による影響が心配されましたが、ほぼ平年並みであります。

また、長いもにつきましては、馬鈴しょ同様に生育にやや遅れが生じておりましたが、その後回復しほぼ平年並みとなっているところであります。

●風力発電事業

「寿の都風力発電所」及び「風太風力発電所」共に大きな故障等も無く順調に稼動している状況でありますが、昨年からの風況低迷の影響を受け、11月末時点では、昨年と同程度の売電状況となっております。

また、平成21年度から着手しておりました「風太風力発電所」の増設工事も、先月から行っていた試運転調整も終了し、今月中旬から本格的稼動を開始したところであります。

これからの季節は、良好な風況が見込まれることから、今後も引続き適正な保守管理に努め、万全な体制で事業の推進を図って参りたいと考えております。

審議した案件

条例の制定

◆寿都町高齢者住宅の設置及び管理条例の制定……原案可決

（賛成8：反対0）

新栄町に建設中（旧寿都診療所2階部分）の高齢者住宅（単身用・二人用各8戸で名称は、風愛）入居資格や家賃などの管理条例を定めたものです。

詳細については、広報「寿都」2月号をご覧ください。

条例の改正

◆寿都町税条例の一部を改正する条例……原案可決

地方税法等の一部改正に伴い、新たに寄附金税額控除の対象に福祉法人等を追加することや、町民税の故意の不申告等に対する罰則（過料）の引き上げをしたものです。

◆寿都町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例……原案可決

東日本大震災の発生に伴い、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、災害弔慰金支給遺族として「兄弟姉妹」が追加されたものです。

◆寿都町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例……原案可決

中堅所得者等に対して良質な賃貸住宅を供給することを目的で建設、管理をしてきた特定公共賃貸住宅は、国の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づくものですが、この制度の改正により、条例の名称を寿都町地域優良賃貸住宅の設置及び管理条例に改めるものです。

また、今年度建設中の、かもめ団地の家賃等も定められました。

※寿都町における地域優良賃貸住宅

■湯別みどり

平成13年度　4戸

2LDK2戸（世帯者向け）

3LDK2戸（世帯者向け）

平成15年度　4戸

1LDK2戸（単身者向け）

2LDK1戸（世帯者向け）

3LDK1戸（世帯者向け）

■かもめ

平成23年度　8戸

1LDK2戸（単身者向け）

2LDK4戸（世帯者向け）

3LDK2戸（世帯者向け）

単行議案

◆財産の無償貸付について（その1）……原案可決

新栄町に建設中の地域密着型センター内（旧寿都診療所1階部分）に整備される、認知症対応型共同生活介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所を次の事業者に、平成44年3月31日までの20年間を無償貸付し、本町の福祉の向上を図るものです。

・認知症対応型共同生活介護事業所　床面積410・80㎡

・小規模多機能型居宅介護事業所　床面積559・14㎡

合　計969・94㎡

・無償貸付の相手方

札幌市東区東苗穂3条3丁目1番31号

株式会社　日総

代表取締役　平井　英司

◆財産の無償貸付について（その2）……原案可決

（その1）と同様に、地域密着型センター内（旧寿都診療所1階部分）に整備される、訪問看護事業所を次の事業者に、平成44年3月31日までの20年間を無償貸付し、本町の福祉の向上

議会の傍聴はお気軽に

3月に定例議会が開かれます

日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。

（TEL 62-2511）

を図るものです。
・訪問看護事業所
床面積　21・67㎡
・無償貸付の相手方
札幌市白石区菊水4条1丁目9番1号
株式会社　北海道勤労者在宅医療福祉協会
代表取締役　小内　浩

◆寿都町民プール改修工事請負契約の変更について……原案可決

平成23年10月21日に議決された寿都町民プール改修工事請負契約について、設計変更により601万6千500円が増額となるものです。

設計変更の内容は、屋根の改修において、予想以上に鉄骨が腐食していたため、鉄骨の下地補強を行うための追加や、機械設備のプール用浄化設備の老朽化により、部品交換の追加が発生したものです。また、窓ガラス改修の中で、2階部分の窓ガラスに飛散防止のため、フイルム加工を行うための追加工事です。

・変更後の契約金額
7千993万6千500円
・契約の相手方
錢高・だいまる大山特定建設工事共同企業体
代表者　札幌市中央区南6条西13丁目1番28号
株式会社　錢高組
北海道支店
支店長　松橋　國行

補正予算

◆平成23年度一般会計補正予算（第5号）…原案可決

（賛成8：反対0）

予算総額に、1千111万1千円を追加し、総額を48億7千859万3千円とするものです。

●補正の主なもの
・総務費
（財政調整基金の積立）
2千398万6千円増
（ゆべつのゆ施設管理委託料）
450万円増
（風太風力第2発電所建設工事等）
1千440万円の減
・衛生費
（子育て支援事業用備品）
102万円増
・水産業費
（後継者育成条例に基づく助成）
19万円増

◆平成23年度寿都町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）……原案可決

（賛成8：反対0）

予算総額に、370万円を追加し、総額を2億4千997万円とするものです。

●補正の主なもの
・総務管理費
（下水道施設機器取替工事）
370万円増

意見書可決　関係大臣等へ送付

第4回定例会で2件の意見書を可決し、関係省庁へ提出いたしました。なお、内容を要約して掲載いたします。

（提出先）衆議院議長
参議院議長　内閣総理大臣
外務大臣　経済産業大臣
農林水産大臣

◆環太平洋経済連携協定に反対する意見書

畑作、酪農、畜産などの農林水産業を基幹産業とする本道において、TPPが締結されると、海外の安い農水産物が大量に流入し、農山漁村は崩壊するおそれが高くなります。

こうした中で、国民に対して情報提供がなされず、国民合意がないまま、交渉参加に向けた関係国との協議の開始を総理大臣が表明したことは極めて遺憾であります。

よって、国においては、TPP協定が地方の産業と国民生活に及ぼす影響などについて十分な情報提供とあわせて、国民的な議論を行うとともに、引き続き、道民・国民合意のないまま、関税撤廃を原則とするTPP協定には参加しないことを重ねて強く要望いたします。

◆介護職員処遇改善交付金の継続を求める意見書

超高齢社会を迎えて介護要求が増大する中、介護を担う介護職員不足は深刻であり、他産業より低い賃金水準など、処遇改善の必要性が社会問題化した平成21年度に、政府・厚生労働省により、全額国庫負担による介護職員処遇改善交付金事業が創設されたところでありますが、この事業は平成23年度末で終了する予定であります。

現在、厚生労働省では来年度の介護報酬改定にあたり、介護職員処遇改善交付金事業を継続せず、代わりに介護報酬の増額で処遇改善を図るとしています。

しかしそれでは、介護報酬を引き上げた分、利用料や保険料の負担も重くなり、事業者の判断次第では職員の処遇改善に結びつく保証もありません。更に介護報酬がマイナス改定となった場合は、直接給与の引き下げにつながり、更なる離職者の増加を引き起こすことになります。

また現行制度において、介護サービスごとに交付率が異なることや、介護現場の職員すべてが対象となっていない問題点の改善も求められています。

よって、国会及び政府におかれましては、平成24年度以降も介護職員処遇改善交付金事業を継続し、対象職員を介護職員以外の職種にも拡大することを下記のとおり要望いたします。

1　介護職員処遇改善交付金を平成24年4月1日以降も継続すること。

2　介護職員処遇改善交付金事業の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。

（提出先）内閣総理大臣
厚生労働大臣　財務大臣
文部科学大臣　総務大臣

平成二十二年度　各会計決算認定

平成22年度の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定については、11月2日の第4回臨時会において提案され、議員全員による「決算特別委員会」を設置し、審査を行うこととして、11月21日、22日の2日間にわたり、決算特別委員会で審議を行い、12月20日開催の第4回定例会において、山本委員長から「各会計とも決算を認定すべきものと決定した。」との報告がなされ、本会議において次のとおり認定されました。

◆平成22年度寿都町一般会計歳入歳出決算……認定

（賛成8　反対0）

◆平成22年度寿都町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算……認定

（賛成7　反対1）

◆平成22度度寿都町老人保健特別会計歳入歳出決算……認定

（賛成8　反対0）

◆平成22度度寿都町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算……認定

（賛成7　反対1）

◆平成22年度寿都町介護保険事業特別会計歳入歳出決算……認定

（賛成8　反対0）

◆平成22年度寿都町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算……認定

（賛成8　反対0）

◆平成22年度寿都町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算……認定
（賛成8　反対0）
◆平成22年度寿都町風力発電事業特別会計歳入歳出決算……認定
（賛成8　反対0）

■決算特別委員会・審査意見

（1）一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の係数及び予算執行は適切であると認める。

（2）一般会計については、歳出予算の執行率は96・4％で、翌年度への繰越措置分を加えるとその執行率は97・4％であり、計画された事業はほぼ適正に執行されており、中でも、これまで着手できなかった施設の改築事業などに対して、国の交付金等を活用して整備を図り、多岐にわたり住民生活の向上のため、適切な予算執行を行っている。

（3）次の事項については十分検討され、行財政の円滑な運営が図られるよう強く要望する。

ア、町税全体で税額においては、対前年比で589万円の減、収納率は1.2％増の90・9％である。収納未済額は前年より429万円減少の2千389万円で、徴収の努力は認められるものの、依然として多額の未済額となっている。

北海道との共同徴収も一定の成果をあげており、さらに連携を密にするとともに、滞納者が固定化の傾向にあることから、町民への納税意識の啓蒙を図り、徴収強化を一層進め、財源確保に努めていただきたい。

また、税外の負担金、使用料及び手数料、財産収入の未済額合計では557万円と微減しており、税負担の公平化と自主財源確保のため、歳入全体として収納率の向上に努力していることは認められるが、今後とも積極的に収入の確保に努力されたい。

税外を含めた町税全体の収入未済額は昨年度より減少しているものの、不納欠損額として整理されたことも一つの要因となっており、このことが単に徴収不納というだけの適宜の認定で整理されることがないよう、今後とも税法等に基づき適正な事務処理に当たられるよう要望する。

公債費の償還額は6億3千849万円で歳出総額の12・0％を占めている。

年度末の地方債残高は65億5千812万円で、前年に比較し8億9千866万円増加していることから、借換債の実施など可能な限り財政指数の悪化を防止するとともに、事業の執行に当たっては、将来の財政状況を踏まえ、効率的な運営を図り、行財政の健全化に努められたい。

イ、国民健康保険事業特別会計に係る実質収支額は931万円で、前年度に引き続き黒字決算となっている。

保険税の収入未済額は5千101万円で前年より546万円減少しているが、依然として多額であり、滞納・未納額の解消とともに、不納欠損額についても、一般会計と同様、適正かつ慎重な対応に努め、引き続き積極的な指導と啓蒙に努められたい。

被保険者の健康管理等の諸施策をより積極的に導入しているが会計の健全運営は容易でなく、一会計独立の原則に立ち、なお健全化に向け努力されたい。

国民健康保険事業基金については、目的、運用等を明確にし、町民の理解が得られるよう適正な処分を図られたい。

ウ、老人保健特別会計については、平成20年3月で制度が廃止されたことに伴い、それまでの過誤調整された医療費の清算、並びに平成21年度事業に係る国・道の医療費負担金の過年度返還金であり、予算計上科目により適正に執行されていた。

エ、後期高齢者医療特別会計については、平成20年度にこれまでの老人保健制度に変わる高齢化社会に対応した医療を確立するものとして後期高齢者医療制度が創設されたもので、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金が主なものである。歳入全体で4千994万円となっており、そのうちの63％が保険料である。

制度に対する住民の関心は高く、新制度施行までの間は現制度が継続されるので、北海道後期高齢者医療広域連合と充分な連携を図り、適切な処理に努められたい。

オ、介護保険事業特別会計については、制度創設から11年が経過し、制度の定着が図られてきているものと思われ、介護認定者及び介護サービス利用者も前年度に比べ増加しているので、引き続き制度の周知や介護サービスの啓蒙活動並びに介護予防を積極的に推進するとともに、本会計の適正かつ円滑な事業運営に当たられたい。

なお、施設入所を求める要介護者も多いことから次期の計画に向け、国や関係機関との連携を強められたい。

また、介護保険料の収入未済額が63万円で、前年より4万円増加しており、対象者に保険制度の趣旨を理解させ、未納の解消に努められたい。

カ、簡易水道事業特別会計については、一般会計や水道基金からの繰り入れもあり、各種の事業は円滑に運営されている。

なお、水道使用料の収入未済額は、前年より15万円の減となっているものの177万円と依然として多額であり、その解消になお一層努力されたい。

今後においても施設維持等の面から、有収率に留意し公債費の償還等の財政面を含め、健全な事業運営に当たられたい。

キ、公共下水道事業特別会計については、年度末加入率80・73％と前年度より2・52％の増であり、今後とも加入率の向上に努めるとともに、施設の適正かつ円滑な運営並びに健全な財政運営に当たられたい。

また、分担金及び使用料の未済額は100万円で、前年より20万円の減となっており、簡易水道使用料とあわせて収納の向上に努力されているが、事業に対する加入者の理解を十分得て、収入未済額が生じないよう最善の努力をされたい。

ク、風力発電事業特別会計については、売電収入が夏場の風力の低下により前年に比べ約3千634万円減少したものであるが、「寿の都風力発電所」及び「風太風力発電所」から得られる収益は、地域振興に重要な役割を果たしていることから、今後とも万全の体制で施設の運営管理に努めていただきたい。

■行政に対する総括意見

平成22年度においては、地方交付税の増額や地域活性化交付金等により基盤整備や新たな事業が行われたが、今後においては国の財政状況並びに本年度実施の国勢調査の結果により国からの財政支援の増額は期待できず、基金や一般財源への依存度が益々高くなってまいりますので、事業執行に当たっては、更なる効率的な運営を図り、行財政の

健全化に努められたい。

また、前年度よりも実質公債費比率は減少しており早期健全化基準を下回っているが、将来負担比率は増加しており後志管内で高い位置にあるので、これらの点を十分に踏まえ、適正な財政運営を望みます。

なお、当委員会で各委員から発言・要望のあった事項については十分考慮の上、今後の町政の円滑化に努められたい。

特に平成22年度は国の対策があったものの、補正も含めて相当大きな事業を実施され、53億からなる予算の執行については理事者並びに職員が一丸となり相当頑張ったものと評価するものです。

ここが聞きたい 一般質問

第４回定例会での一般質問では３名の方から８項目について質問がありました。

木村　真男　議員

行政　今後の町営住宅建設ストック計画について

■質　問

本町の町営住宅も年々整備されておりますが、先般の議会での説明では来年度の建設計画は行わないとの事でした。

町財政も大変厳しい事は重々理解しておりますが、このような状況の中でも町民の方より新規町営住宅建設を望む声を多数聞いております

会話の中で地域間格差があるとの声でした。私も地域間格差が多少あるように思えます。その内容は住宅建設です。

要望の中でも樽岸地区については、浜中団地が昭和49年建設で築38年から39年になります。耐用年数も気になるところです。

浜中団地に入居されてる方も固定化され、多少入れ替えはあるものの、若い方々もなかなか樽岸地区の団地には入居をためらう事があります。

寿都本町や湯別地区、歌棄地区などは新規住宅では、その地区ごとに人が増えております。新規住宅建設は一つの起爆剤です。

現在、樽岸地区の世帯数や世帯人員も年々減少傾向にあり町内会も高齢化や人員不足がある為、町内会行事にも影響があり町民の増加を望みます。又、旧教員住宅も現在大変老朽化しており入居者も一人となっております。この住宅はどのような取扱いになっているのかお聞きします。樽岸町の活性化にも繋がると思いますので新規町営住宅建設を要望する声がございますが町長のお考えをお聞かせ下さい。

●町　長

町営住宅は、平成19年度に見直しを行った公営住宅ストック総合活用計画に基づき、既存公営住宅の有効な活用による効率的かつ効果的な住宅の供給を目指すと共に、公営住宅の建替え、大規模改修等のストック活用方策及び適切な維持管理方策について検討し、実施しているところであります。

この中で浜中団地は、耐用年数は経過しておりますが、当面入居者のニーズに合った修繕等により、継続使用したいと考えております。

また、樽岸地区に所在する旧教員住宅については、児童・生徒数の減少から教職員の増員配置は行われないため、今後の教員住宅の新築計画はございません。よって、この住宅は、既に築38年を経過して老朽化が著しいことから、時機を見て解体することとしております。

住宅の建設にあたっては，本町の人口動態や、地域の特性によるニーズなどを踏まえ、全体的な中で計画をしてまいりたいと思います。

木村　真男　議員

医療　本町に於ける特定不妊治療について

■質　問

昨年発表の国勢調査によると日本の人口も頭打ちとなり、これからは人口も減少傾向となり２０５５年頃には一億人を割り約９０００万人になるという予想がされております。

少子高齢化と言われ続け、さらなる比率が上がる予想であります。

目を北海道に向けると札幌への一極集中されております。

寿都町では過去10年間で約600人が減少し、このままでは10年以内に３０００人を割る見込みです。少子高齢化も全国平均より大きく上回る予想です。町でも色々と少子化対策を行ってきてますが、なかなか成果が得られておりません。寿都町の一年間の出生数も約20名位と思います。年々減少に伴い色々な面で大きな影響が出てくると思います。私も大変危惧しております。

先日テレビを見ていたところ、東川町では不妊で悩んでる方に対して治療費の全額補助制度を行っているとのニュースでした。内容は一般及び特定不妊治療に係る健康保険適用外治療（人工授精等）の自己負担分（特定不妊治療は北海道からの助成額を控除した分）全額を対象とし助成しております。

卵子、精子保管料（凍結及び解凍費含む）も対象としております。

ただし治療と無関係の差額ベット料、食事療養費、文書料等は対象としないという制度です。

条件として細かく10点程あるようですが寿都町でも不妊に悩む方もおり、その方と会話をする中で大変な苦労や出費をしてるとの事でした。治療費は各病院での多少の差はあろうかと思いますが一回に付き50万円位かかるとの事でした北海道では一回に付き15万円を補助し年に2回と限られております。それ以降の治療については自己負担となるのでとても大きな治療費がかかります。又、金銭的に

厳しい方は治療を断念する方もいるかと思います。子供が欲しくても欲しくても授からない方が治療に通っております。寿都町でもこの様な制度を作ってほしいという方の声を聞いております。町の財政も厳しいですが町民が増える一つの手助けになるのではないでしょうか。東川町ではこの制度を「幸せ対策」として取り入れ少子化対策にも繋がってるようです。

私は良い制度だと思いますので取り入れたらどうでしょうか。

町長のお考えをお聞きします。

●町　長

北海道の「特定不妊治療費助成事業」につきましては、平成16年10月から始められ、その治療費に対し助成しており、1回の治療につき15万円までで初年度は3回まで次年度以降は年2回となっております。道内においては、道の助成を控除した治療費に対して、助成の補完という形で独自に助成しているところが18市町村あり、今年7月には東川町が全額助成を開始しております。不妊治療にかかる治療費は医療機関や治療内容によって異なりますが、1回につき30～50万円となり、治療されている方には大きな金銭的な負担が生じていることと思います。

寿都町においても、子どもが欲しくても授からない方の精神的負担や、不妊治療にかかる経済的な負担を考えたとき、その負担をいくらかでも軽減することが必要であると考えますので前向きに検討してまいります。

■再質問

不妊治療の方なんですけれども、ちょっとここで例を言いますと、治療に通っている方は色々とストレスを抱えているという事なんです。また肉体的ストレス金銭面のストレス、そして精神面のストレスが一番きついということです。色々な人から「まだ子どもは出来ないの？」という結構きつい言葉もあって、精神的にまいっているという話を聞いております。当事者でなければなかなかそういう事は知り得ない事でございます。また通院の際は車で移動しますので、1泊泊まりとなり結構なお金、また時間を費やして夫婦で病院へ通うということもあります。町長も色々考えて取り入れるという前向きな答えを頂きましたが、出来るだけよろしくお願い申し上げます。

●町　長

今、木村真男議員がおっしゃったとおり、本当に精神的なストレス感じていると思います。出来るだけ早めにそのストレスを無くすように我々も努力をしてまいりたいというふうに感じます。

環境　越前谷　由樹　議員

原発と風力発電に関する情報について

■質　問

3月11日発生の東北大震災による福島県の原発事故放射能漏れが今や全国的にクローズアップされております。国の考えが原発推進か脱原発なのか、はっきりと示されていない中、原発周辺地域の自治体は今後どの様な対応をすべきか判断し難い状況にあるのではないかと思います。新聞・テレビ等では原発から半径10km以内の周辺地域を半径30km以内とする等の考え方が報道されておりますが、その真意はどうなのか。もし半径30km以内となれば今の本町の防災計画も見直され、原発事項を加えられる事となりますし、また放射能測定については今後どう判断していくのかなど、分からない事が多大であります。こうした事項について北海道や道町村会を通じて、どの程度まで情報が流れているのか、また今後どの様な方向性が示されるのか、町民に情報提供すべきではないかと思います。

今、知り得る情報の範囲内でも結構であります。

風力発電の今後の流れですが、福島県の原発事故以来、自然エネルギーの利活用が大きく論じられております。

本町は全国自治体で初めて風力発電を採り入れ、そのエネルギーを売電し、予算化し、まちづくり事業として利活用しています。

これからの風力発電の流れとして、本町としてどう対応していくのかお聞きします。

新聞等では「北電は新規の風力は買わない」とも報道されておりましたが、11月には受付可能の風力発電量を36万kwから56万kwとする計画でありますが、町として現在、風力発電について、どの様な情報を得ているのか。また、今後も積極的に取り入れていくのかなど情報を提供して頂きたいと思います。

●町　長

1点目の原発と風力発電に関する情報についてですが、はじめに原子力防災に関する情報提供につきまして申し上げます。

これまでの情報を整理いたしますと、国においては、現行の防災指針の見直し作業を行っており、その一項目として、EPZ半径概ね8kmから10kmを、新にUPZの範囲として、半径概ね30kmとする考えを、「原子力施設等防災専門部会」の「防災指針検討ワーキンググループ」がとりまとめたことから、後志管内において、これまでの4町村のほか、新たに9町村が加わり、これらの町村において原子力防災計画の作成等を行うことになるものと考えられます。

また、北海道においても、「北海道原子力防災計画の課題抽出に係る有識者専門委員会」で、国の防災指針見直しにあたって、現行の北海道原子力防災計画の課題抽出作業を終え、9分野45項目にわたる報告が11月21日になされております。

このような状況につきましては、新聞等でも報じられておりますが、正式には本年度末に予定されている国の防災指針検討ワーキンググループの中間報告を経た上で取り進められてまいります。

以上のことから、町民への情報提供は、今後の進展状況等を勘案しながら、適切なタイミングに必要な情報を整理した上で行ってまいりたいと考えておりますので、ご了承頂きたいと存じます。

続いて、風力発電の今後の流れについての質問でありますが、本町においては、平成元年に自治体としては初めて風力発電所を建設以来、現在では11基、総定格出力1万6千580kwの風力発電所が稼動しております。

ご承知のとおり、国においては「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立し、来年7月から施行されることとなっております。

しかしながら、買取価格等の詳細については新たに設けられる「調達価格等算定委員会」において検討がなされることとなっており、いまだにその内容については決定しておりません。

また、対象となる設備は新規に設置する設備のみに適用する方向性で進んでおり、今まで先駆的に取り組んできました既設事業者への配慮は全く無く、再生可能エネルギーの普及を加速的に進める国の姿勢が全く見られず、必ずしも風力発電にとって追い風とはなっていない状況であります。

一方、北海道電力においては、道内と本州を結ぶ北本連系（北海道・本州間電力連系設備）を使い、東京電力へ電気を送る実証試験として、平成28年3月末まで新たに20万kwの風力発電の受入れ拡大を決定し、説明会が開催されたところでありますが、技術的な受入れ要件も多いことから、十分な検討が必要となっております。

このように不確定要素が多い状況でありますが、新たな風力発電事業が見込まれる場合は、事業性の検討を行うと共に、国及び条件等の動向を見極め、可能性が見込まれる状況となった場合は、議会と十分協議を行い判断して参りたいと考えております。

■再質問

原発の関係ですが、UPZ（緊急防護措置区域）という事でこの半径30km以内の町村との話し合いや会合は在るのか、また在るのであればどのような事や内容を情報交換しているのか、この辺の状況を教えて頂きたいと思います。

それから原発事故で放射能の関係について述べられていなかったですが、放射能に対する町民への情報が必要ではないのかと思います。事故が起きた場合の想定ということではなく、身体に与える悪影響として一般的な知識を情報として町民に示すことが必要ではないかと思います。この点について再度町長にお聞きします。

それから風力発電の関係ですが、今回北電の12月14日の説明会の内容について、先程、町長も述べられておりましたが、もう少し詳しい内容について、どのような事だったのか、またこれから町としていろんな条件整備がなった段階で再度申し込みしていくのか、この辺もお聞きします。

●町　長

何点か再質問ございましたが、UPZ、30km圏内で9ケ町村、予定されている、また具体的な話は先程もお話したとおり、決定しておりませんので、9ケ町村が集まって今後のうんぬんという協議はなされていないと、ただ後志管内一堂に会して、もし何かあったらという事で、色々な情報提供はして頂きたいというお話は北電・道の方には要請として上げております。今、縷々そういう情報は町の方に入って来てはおります。ただ具体的には話はぜんぜん決まっておりませんので、先程もお話したとおり状況を見た中で、町民の方々には広報活動、周知していきたいと考えております。

放射能関係につきましては、管内ニセコ等は独自で測定器を購入をして、測定している事は皆様も新聞等でご存知のこととは思います。その目的については、あくまでも観光地として外国人が来ているということもあり、そちらの方への安心安全をPRするための測定という事で、今福島のことを現状に測定していることではないということをまずご承知置き願いたいと思います。あと全般的な測定につきましては新聞等でも報道されておりますが、各地要所要所で測定しております。その中では数値はかなり低い数値、0ではございませんけれども、その中の範囲という周知をされておりますので、寿都町についてはその中の範囲ということで、改めて今のところは測定器を購入してまでの測定は考えてございませんのでご承知置き願いたいと思います。

あと風力発電の説明会の内容については、先日担当が行ってまいりましたが、実際に寿都町を例に取った時に作開変電所、今までもそこを通じての契約となっておりまして、それについてはまだ具体的に計画がありきの中で相談をしないと、何ともOKかOKでないかという答えは出ておりません。あらあらの中で、今後2月までの申し込み期間なので、その段階の中で仮にという前提で計画をした時に果たして作開変電所が受けられるだけの容量が残っているのかどうか、残ってなければやりたくても出来ませんし、残ってるとすればどれだけの容量が残っているのか、そこの部分は確かめていかなければならないと考えてございます。

通信　越前谷　由樹　議員

光回線によるブロードバンドの整備について

■質　問

この事は第3回定例議会において「本町市街地と市街地以外の地域との格差について」という一般質問の中で私は質問したところですが、この光回線によるブロードバンド整備は、これからの町づくりを進める上で、喫緊の課題であり、どうしても必要な事ではないかと思い、再度質問致します。

町長も新聞でご承知と思いますが、後志4ケ町村が高齢者の健康相談サービスなど光回線を使った共同システムの運用を始めたとあります。今や光回線は時代の流れというか、情報発信交流の中で、当然必要なものとなっており、特に本町の様な高齢者が多い中にあっては健康相談や保健活動等で利活用が図られると思いますし、まちづくり事業全体としても、多いに利用できるものと期待できます。

●町　長

はじめに、ブロードバンドの定義について若干申し上げますが、ブロードバンドとは、高速な通信回線によって実現されるコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用したサービ

スで、光ファイバーやCATV、xDSLなどの有線通信技術や、FWAといった無線通信技術を用いて実現される、概ね500kbps（キロビーピーエス）以上の通信回線を指すものです。

本町のブロードバンドの整備につきましては、過去に様々な機会を捉え説明してまいりましたが、高速インターネット環境を構築するうえで、民間通信事業者が町全体にインフラ整備を行えないことから、議会とも相談のうえ、平成19年に整備方針を定めるとともに、地域における説明会開催なども経て、平成21年にFWA・無線方式によるブロードバンドを導入し、課題解決を図ったところであります。

因みに、本町のFWA通信設備は、無線による基本幹線の通信速度は54Mbps（メガビーピーエス）で、その上位回線はNTTの光回線に接続しておりますので、回線方式に違いがあるだけで、ブロードバンドとしての役割を果たし、NTT固定電話64局及び65局の区域のみならず、政泊町弁慶地区を除き市街地をもカバーしているところであります。

ご質問にありましたとおり、管内4町村による光回線を活用した保健事業共同システム運用への取り組みが報じられておりますが、それぞれの町村の実施事業の、ひとつの手法として進めているものと思われます。

保健事業を例にとった場合、本町においては、寿都診療所を核に医療、保健、福祉が連携し、きめ細かな事業展開を図っており、特に高齢者が多いことを考慮した場合、不慣れな機器操作をせずとも、地域に足を運び心のこもった対面方式により十分機能し町民からも評価されているところでもあり、前述の4町村と同様な事業手法は求められていないものと考えております。

まちづくりにおけるブロードバンドの活用につきましては、今後、本町に必要な施策の展開の中で考慮すべき事項であり、FWAを含め、場合によっては、他の社会資本（インフラ）活用等も視野に、行政課題に応じて判断することが重要と捉えております。

現状では、単に光回線ありきで事業展開すべきものではないものと考えておりますので、ご承知いただきたいと存じます。

■再質問

実際にこの光回線によるブロードバンド整備については、寿都町の本町市街地は光回線で行っている状況にあります。ですが樽岸から磯谷地区においてはこの光回線によるブロードバンド整備がなされていない現状にあります。こうしたところから今後の計画、そういったことを述べて頂きたいと思います。今すぐなかなか整備といっても難しいことであり、予算面等で大変であると思います。先程町長も将来の計画の中でというような事を話しておりましたが、出来れば町の総合振興計画に載せて整備していくことが必要ではないかと思いますので、この辺について町長にお聞きします。

●町　長

NTTが市街地に独自で光回線を実施して、64局・65局までは費用対効果の中で出来なかったという結果を受けており、町としても財源的な問題も含めて、同じブロードバンドの部分でどうすべきかということで無線方式を選ばせて頂いたということで、全町を網羅してブロードバンドが可能だということで再度ご理解を頂きたいと思います。

生活

本格的な除雪シーズンを迎えて

越前谷　由樹　議員

■質　問

冬の到来と共に本格的な除雪シーズンを迎えました。

毎年、国道・道道・町道を問わず、道路の除雪ではトラブルが絶えない現状にあります。

本町市街地では除雪に関わる色々な問題が相当あり、よく相談されます。また、本町は高齢者の世帯が多く、高齢者に配慮した除雪体制が特に必要であります。そこで町長にお聞きします。

1、毎年の事ですが、除雪に関わるトラブルやクレーム等、役場に相談される件数、それから内容はどういう状況ですか。

2、除雪に関する相談では、除雪車が来る時間が遅いというのがあります。朝早くから働らいている方や勤務に出なければならない方もいたり、様々でございますが、もう少し早い除雪体制は取れないものかお聞きします。

3、除雪車が通った後、路面がつるつるであり、滑って転んで骨折したり、怪我をした例が毎年あります。一般の大人も歩くのに大変気を使っている状況であり、特に高齢者や子どもにとっては、すごく危険な思いをしている状況であります。

路面にギザギザをつける等、考えられないものか。

4、積雪が少なく、除雪するほどでもないのに除雪車が来て、返って雪を置いていくという話を良く聞きます。除雪をする積雪基準等はどうなっていますか。また、除雪車が通った後、住民が除雪しなければならない事を少しでも考えて頂きたい。「思いやり」と言いますか、これは、特に高齢者の方からの相談ですが、こうした点について、業者への指導等、どの様にしているかお聞きします。

5、道路除雪に関する色々な問題やトラブル、その一つ々に対応していかなければなりませんが、例えば隣の玄関の雪が除雪車により、自分の玄関先に置かれたとか、除雪車の運転手によっては、隣の家はきれいに除雪していくが、私の所はいつも残していくなど、除雪の仕方に不満を持っておられる方もいまして、除雪が元で隣近所の折り合いが悪くなったとか、そうした除雪に対する様々な問題を相談する所が必要ではないかと思います。

国道・道道・町道を問わず、この季節除雪に関する相談所を設けるなど考えられると思いますがいかがですか。

6、本町が行っている福祉サービスの中の除雪サービスについて、現在、何件サービスを受けていますか。

また、この基準や対象条件はどの様になっていますか。サービスを受ける対象条件があり、この条件に該当しないが、普段息子や娘

が働きに行くので、日中は一人暮らしとなる高齢者等こういった方に対しても、このサービスを適用できないものか。お聞きします。

●町　長

除雪に関する質問の1点目ですが、例年役場に苦情や要請等の問い合わせが約45件程あり、各家庭の雪捨て場所確保による苦情と要請が多く、他に国道・道々・町道における排雪要請、アイスバーン等となった路面対策等が主なものであります。

2点目ですが、通常、町道の早朝除雪体制は、午前3時30分から始まり7時30分までに完了させ、その他公共施設等の除雪を行っておりますが、気象状況の変化により、午前4時以降の降雪となった場合、除雪が遅れる事がありますのでご了承願います。

今後も、現状での除雪体制を維持したいと考えております。

3点目ですが、各道路管理者においても、除雪後の路面が滑りやすくなることの対策に、苦慮しているのが実情であります。

具体的な対応策がなく、除雪機械等の改良等による対策が望まれるところでありますが、現状の対応策として、坂道等において融雪材の散布を行っているところであります。

4点目ですが、寿都町における各関係機関の除雪出動基準は原則、降雪量が10㎝を超えた場合に出動することとなっております。

しかしながら、気象状況から、降雪がなくても、路面状況に応じて除雪を行うよう、指示しておりますのでご了承願います。

5点目ですが、道路除雪についての基本は、車輌の安全な交通の確保及び歩行者の安全な通行を確保するため、道路状況に応じて除雪を行っていることから、路肩に雪が堆積することは避けられない事であり、その後の処理については、個々での対応をお願いしているところであります。

また、除雪についての相談窓口についてでありますが、例年国道・道々においても寿都地区の除雪に関する問い合わせ等については、施設課が窓口となっておりますので、今後も、防災無線及び広報等により周知をしてまいります。

6点目ですが、本町の除雪サービス事業については、除雪をすることが困難な高齢者や、障害者だけで構成される世帯等の冬期間の除雪を援護し、日常生活の維持及びその福祉の向上を図るため、「寿都町除雪サービス事業実施要綱」に基づき、事業を実施しております。

平成23年度の実施件数は、90世帯で、対象者は、高齢又は病弱等の理由により世帯員のいずれの方も除雪が困難な世帯で、70歳以上の方で構成される世帯、70歳以上の方と除雪に支障のある障がいの方がいる世帯、除雪に支障のある障がいのある方のみで構成される世帯、そして特に必要と認めた世帯となっており、収入基準については、障害年金等の非課税収入を含む前年収入が、245万円以下の方が対象となっております。

ご質問の「対象とならない世帯であっても、日中、家族が不在となり、一人で過ごす高齢者の方へのサービスの適用ができないか」ということでございますが、サービスには、一定の基準を設けさせて頂いており、原則早朝1日1回で、それ以外の日中における除雪は、体制を確保することができない状況にありますのでご理解願います。

■再質問

町民からの切実な相談であるこの除雪対策について再質問します。

1点目の除雪に関するトラブルやクレーム等に対し、どの様に対応されていますか。何点か例を示して頂けないか。

2点目の除雪時間を早めることは出来ないかという事ですが、雪の降る時間帯が特定できないわけですから、難しい面は有るかと思います。しかしそういった朝早くから働く人の要望を何とか考えてあげることが出来ないものか、再度お聞きします。

3点目、除雪車を細工してこうしたギザギザで滑りにくい路面にしている例もあると聞きますが、そうした良い例があればやってみてはと思いますがいかがですか。

4点目、10㎝が一つの基準との事ですが、私のところの湯別では運転手さんが一度は道路除雪をしていきますが、それでも道路に残った、溜まった雪を後で取り（処理）に来る事を住民に伝えてくれます。

そうした（ちょっとした）気遣いで、住民の方は本当に助かっている状況です。最初の除雪のダンプ（ラッセル）と後で来る除雪車との連携が良く取れています。

本町市街地の方でも幾らかこうした事が出来ないものか、お聞きします。

特にこれからは高齢者の世帯が多くなっていきますので、ちょっとしたそういう思いやり、声掛けで高齢者の負担、身体と心の負担も軽減されるのではないでしょうか。

5点目、相談所の関係ですが、これは本当に必要ではないかと思います。現在施設課の方で相談を受けているということですが、高齢者の方は除雪について何処に相談して良いのか分からないのが現状です。ましてや、国道・道道関係は全く分からない状況です。役場が相談を引き受けて頂くしかないわけですが、是非、相談所を開設するしないに関わらず、役場が率先してそういった方の苦情を受けて頂きたいと思います。

6点目、このことにつきましては、先の決算委員会でも質問したわけですが、今まで一人暮らしだったのが息子、娘と同居したため、対象外となってしまった等、画一的な収入等、対象条件ばかりでなく、こういった世帯についても調査してみると町長は、決算委員会で話していましたが、その後そういったことについてどういう状況か、分かりましたらお聞かせ下さい。

●町　長

除雪の苦情の声がどうなっているかということですが、国道も含めて、一番多いのが自宅の前に大きな雪の塊を置いていくということです。その雪も非常に重くて「何とかならないか」というのが殆どの苦情の割合だというふうに報告を受けております。ただ先程もお話したとおり、道路除雪は、人や車両における交通安全の確保が一番の目的で行っておりますので、個々の家庭によっては置かれる量が若干違うかもしれませんが、町民の方々にはご協力をお願いして頂きたいと考えております、また予算の上でも非常に厳しい状況下に在ることも、ご理解の程お願い申し上げたいと思います。

次に時間帯の関係であり

ますが、先程スタート時刻は3時30分で作業終了時間は、遅くても7時30分までに終わるようにという契約となっております。少しでもロスをなくすような形で除雪を行っておりますが、状況によっては若干遅い時間帯のところもありますし、逆に早すぎてもっと遅くしてくれないかという苦情もございますので、現状の中では皆さんの要望どおりにはならないと思っており、その限られた予算の中、限られた時間の中で除雪作業を実施しておりますので、この点につきましてもご理解を願いたいと思います。

また、除雪作業が厳しい方については、除雪業者と個人契約で除雪をお願いしているという現状もあり、その費用は個人に掛かりますが、その個人契約も相当件数が増えていると聞いております。そのような状況下で冬の除雪体制については個々に負担を負って頂いていることも事実でございます。

なお、相談窓口については、先程もお話ししたとおり施設課が窓口となっておりますし、今後についても施設課で対応してまいりたいと考えております。

次に除雪サービス事業で対象とならない同居世帯の除雪に関しては、先程も言ったとおり、早朝、若い方がいらっしゃる訳でありますので、今後もそのような世帯については、除雪する対象になっておりません。ただ同居という部分については、先程、越前谷議員の方からお話がありましたが、別な形で何か出来ないかということには答えは持ち合わせておりませんが、今後、知恵を出していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

■再々質問

除雪に関して細かい所まで質問させていただきました。

本町の場合、高齢者の世帯が多くなっております。また足の弱い高齢者が多い状況であり、そういった高齢者が玄関前にどかっと雪を、除雪の雪を置いていかれるとなかなか出来ないという状況であります。これは朝早い時だけではなくて日中の状況もそうだと思います。こうした中で役場の職員の方にお願いする事項でありますが、除雪問題に留まらず、積極的に住民の苦情とか相談を聞きに行くような、出前の相談業務と言いますか、そういった事がこれからは必要になってくるのではないかと思います。こうした点について、住民の苦情や相談を除雪というものを通して考えていかなければならないのではと思います。これについて町長の見解を頂きたいと思います。

●町　長

町外から来る方、また寿都に遊びに来る方、寿都町の除雪体制についてはいつも私は褒められており

■越前谷議員

質問時間が来ましたので、これで終わりますが、除雪体制についてよろしくお願いします。

防災　原発について

幸坂　順子　議員

■質　問

東電福島原発の事故は9ヶ月経った今も、さらに被害が広がっています。にもかかわらず野田首相は16日、原子炉は冷温停止状態に達し、事故は収束したと宣言しました。多くの国民はこの宣言を驚きを持って受け止めました。現状は溶けた核燃料が圧力容器のそこを突き抜け、格納容器に落ちて更に格納容器の底のコンクリートを最大65㎝侵食し、外殻の鋼鉄版まで37㎝に迫っていることは分かっていますが、その核燃料がどのような状態でいるかは分かっておりません。道新によると米のＣＮＮテレビでは野田首相の収束宣言を受けて「日本政府は画期的な出来事としようとしているが、現実は違う半年間の原発の安全性に関する状況は基本的には変わっていない」との懐疑的な見方を伝えたと報じています。国は新たな安全神話を作ろうとしているように思います。この間、高橋知事は原発に対する態度を問われて「電力の安定供給は不可欠であり、北海道においては原子力が大きな割合を占めている現状の中で、何よりも安全性の確保を大前提に、供給が行われることが必要」と述べています。しかし、その安全性をどう見極めるのでしょうか。

道のやらせが発覚したプルサーマルについても、知事自身の反省はなく国が「エネルギー政策見直しの中で検討していると理解している」と人事のように言っています。

そんな中、福島県佐藤知事は、国と東電に対して「県内の原発10基の廃炉を求める」事を明らかにしました。

住民の命と暮らしを守る立場に立って、地方から国の政策転換を迫るのが、本来の地方自治の姿であると思いますが、町長はどの様にお考えですか。

次に国民の声を受けて、内閣府原子力安全委員会は原発事故に備え、防災対策を重点的に実施するＵＰＺ30キロに拡大する方向ですが、それによって、避難計画の策定、ヨウソ剤の備蓄、放射能測定器の導入などいろいろなことが必要になりますが、具体的な防災対策は、どうなっているのでしょうか。

●町　長

１点目の福島原発事故を踏まえた原発に対する考え方についてですが、本年３月11日に発生した、東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力福島第一原子力発電所の原子力事故は、様々な要因が重なり、国際原子力事象評価尺度のレベル７「深刻な事故」に相当する多量の放射性物質が外部に漏れ出るなど、日本及び世界における最大規模の原子

力事故となり、収束への道のりは険しい状況となっております。

また、政府は長期的に「脱原発依存」を目指す考えを表明しておりますが、日本のエネルギー政策、原子力政策の行方はまだまだ議論に時間を要するものと思われます。

こうした中、本道における電力事情や安全性確保の国の手続き、さらには関係町村との協議等、総合的に勘案した中で、高橋知事が判断した内容に関し、考えを申し上げることは差し控えたいと存じますが、あらゆる意味において、町民さらには道民の安心、安全を図ることは自治体の長として重要なことと認識しており、今後の国のエネルギー政策等の動向も注視しながら、現状として最善の努力を払っていくことが私の責務と考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

2点目の具体的な防災対策についてですが、冒頭、原子力防災対策の基本的枠組みについてご説明させていただきます。

国における防災基本計画は、災害対策基本法の規定により、原子力災害対策特別措置法の内容を反映し、さらに内閣府・原子力安全委員会の防災指針を尊重して定められます。

さらに、この「防災基本計画」と「防災指針」の内容を反映して「地域防災計画・原子力防災計画編」が定められることとなっており、道の防災計画見直しと合わせ、関係する自治体の原子力防災計画作成に至ってまいります。

現在の防災指針では、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」の考え方が示されており、その地域の範囲の選定として「各原子力施設の種類ごとのEPZのめやす」として半径約8～10kmとされているところであります。

地域防災計画・原子力災害対策編を作成する範囲は、このEPZのめやすを踏まえ、様々な周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定める必要があるとされております。

国においては、この防災指針の見直しにあたって、原子力安全委員会・防災指針検討ワーキンググループで作業を行っており、「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」として本年11月に従来のEPZに替わり、予防的防護措置を準備する区域：PAZとして概ね5km、緊急時防護措置を準備する区域：UPZとして概ね30km、さらにプルーム（放射性雲）通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域：PPAの設定についてワーキンググループで合意されました。このUPZ30kmに位置する区域に所在する自治体が新に原子力防災計画を作成する方向性でありますが、防災指針の見直しは、このほかに「緊急時環境放射線モニタリング」、「屋内退避、避難等の防護対策」、「緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）」、「緊急被ばく医療」など原子力防災対策の技術的・専門的事項についても規定されており、この指針改正作業は、本年度末に中間的に取りまとめが行われる予定となっており、正式な改正に至っては平成24年度以降になる見通しであります。

このほかにも、30km圏内の関係自治体を含む安全協定の取扱いや防災対策実施に関する財源措置の問題など大きな課題整理が伴ってまいります。

ご質問でも触れておりますが、避難計画の作成、安定ヨウ素剤備蓄、放射線量測定などは、町民が最も危惧する事項であり、早急に対策を講じなければならないものと考えますが、縷々ご説明したとおり、自治体単独で計画を定めたり、情報収集や判断基準を設けていくことは困難性が伴うことから、今後、具体的に取り進める計画作成作業の中でお示しして行きたいと考えておりますのでご理解頂きたいと存じます。

■再質問

国の地震調査研究推進本部という所で黒松内低地断層帯が今までより更に北電の想定を上回る長さで存在しているということがはっきりしております。その断層帯が更に八雲断層帯とつながる可能性が指摘されています。そうなると最大でマグニチュードは7・7と試算されています。北電想定の7・5を上回ります。昨日の新聞では東電の福島の事故の原因が東電では津波で破壊されたと言っているんですが、専門家の方が地震による、いろんな重要な配管が壊れてしまった可能性が十分あるということを言っております。そういうことで泊原発も本当にその不安を抱えているという事になると思います。原発は今すぐ止めたとしても廃炉にするには20年もかかります、その間絶えず核燃料の危険に私たちは晒されるということになります。確かに経済効果だとかいろんな問題を指摘される方も居ますけど、私たちは目先の利益に目を奪われるのではなく、寿都を守り、後志を守り、北海道を守り、何よりも子どもたちの未来を守る立場に立って原発から撤退をしていかなければならないと思います。

●町　長

原発の関係については、想いとすれば幸坂議員の想い、これは多くの方々、同じ想いだというふうに私も思います。

幸坂　順子　議員

環境　自然エネルギーの利活用について

■質　問

原発に頼らず、地球温暖化にもストップを掛けなければいけない今、自然エネルギーはクリーンで安全でしかも地元の自然からエネルギーを作り出すまさに次世代のエネルギーです。

寿都町では既に風力発電が行われておりますが、その他にも自然エネルギーの基礎調査が行われているとお聞きしました。その調査を元に取り組まれた事業は有りますか。

エネルギーを地元で作り、地元で消費することで雇用を生み、経済効果を挙げると言う取り組みも始まっています。寿都でも自然エネルギーの利活用について研究していく必要があると思いますが如何でしょうか。

●町　長

一点目のエネルギー基礎調査についてですが、これは平成13年から2ヵ年に亘って、寿都町の地域新エネルギービジョンの策定調査を実施いたしました。本調査では、本町における風力・太陽光・太陽熱・バイオマスなどの新エネルギー

について、総合的に賦存状況を把握し、公共施設や民間施設における利用拡大のための可能性や、今後の方向性などを検証し、地域特性にあった新エネルギー導入の指針となるビジョンを策定したところであります。

これらの検証を踏まえ、「自然を生かした環境にやさしいまちづくり」を町の指針として捉え、地の利を生かした形で、風力発電事業を積極的に推進しているところであります。

その成果として新たな時代に向け、地域や町の元気を支えるエネルギー源として実績を積み重ねてきたところであります。

二点目の新たなエネルギーの導入の可能性についてでありますが、まず、自然エネルギーの利用については、地球的な規模でエネルギー資源の有限性という制約に直面している今日、安全で再生可能な自然エネルギー需給システムを今後どのような形で構築していくかは、福島原子力発電所の事故以降、国としても最重要課題の一つに挙げております。

このような背景から、自然環境への負荷軽減を図るために、環境に優しい風力発電・太陽光発電及びバイオ燃料発電など、自然エネルギーは大きな注目を浴びており、その活用は重要なことと認識しております。

新たなエネルギーの導入の可能性については、現状では地産地消が可能となる十分なエネルギー資源は、本町においては潜在的に厳しいと考えております。

新エネルギー導入は、新規産業・雇用の創出への貢献など様々な意義を有しているところではありますが、現時点では、経済効果としてのコストバランスや法規制も含めて検討しなければならない様々な問題もございますので、導入の可能性については今後、情報の収集と合わせて研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を頂たいと考えております。

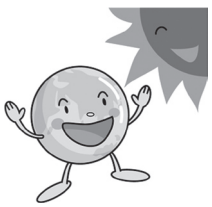

■再質問

自然エネルギーの利活用について、なかなか困難な状況が示されましたけれど、今化石燃料はどんどん値上がりの傾向にあります。これから下がるということはあまりないんじゃないかということを報道でも言われております。それと北電でもなかなか電力を買い取らないという現実もあります。そういうことなど考えて寿都町でそんな大きな事業は出来ないでしょうけども、やはり小さな所から始めていくということが必用なのかなというふうに思います。そして自然エネルギーを少しずつ使う範囲を広げていくという、そういう立場に立てないのかなというふうに思います。

●町　長

今現在、世界規模でエネルギー問題が挙げられており、日本だけの問題ではないと思っております。温暖化も含めて今後地球を守っていく意味からも大いにこれは議論をして、安全で安心なエネルギーの確保しなければならないと考えております。また、一自治体の声は国に届きにくいかもしれませんが、国の責任としてしっかりして頂きたいと思っております。

また、この自然エネルギーの関係も想いとコストバランスというのはなかなかイコールにはならないというのが現実であります。今、一番コストバランスが良いのは逆に風力発電なんです。太陽光発電やバイオマス発電についてはなかなかコストバランスがうまく行ってないという現状の中で、これから国の政策として、一自治体をしっかりと国がサポートするという前提でなければなりません。地方がコストをかけ、財政的な負担で痛んでくというのは如何なものかなという思いもございますので、この辺につきましても、国に政策をしっかり要望してまいりたいというふうに思います。

幸坂　順子　議員

保育　病児保育について

■質　問

病児保育とは保育所に通っている子供が病気で集団保育が困難なとき預かって保育する事業です。登録制で必要なときに利用料を払って利用します。保育所や病院と併設になっているところが多いのですが、個人の家でやっている場合もあります。

寿都では、私が1人のお子さんを預かることになり、その後次々と希望者が増え、昨年まで3年間で10人の登録がありました。

子育てをしながら働く家庭にとって病児保育は切実な問題です。

平成22年度は道内10市2町で21ヶ所実施されていると聞いています。寿都町でも実施出来ないでしょうか。

●町　長

「病児保育」は「病児・病後児保育事業」と言われ、乳幼児や児童が病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育園や医療機関への併設型や単独型などと形態はさまざまですが、専用スペース等において保育又は看護ケアを行うという保育サービスであり、専門に担当する看護師及び保育士の配置が必要となっております。

現在、保護者のどちらも仕事に従事している等の理由から、その世帯の児が保育園や放課後児童クラブを利用している家庭が多く、その多くは、子どもの病気等により、仕事を休まなければならない現状があります。

子育てと就労の両立を支援していくための子育て対策としては、「病児・病後児保育」は非常に大切な事業であり課題であると捉えておりますが、いざ事業展開となると専用スペースなどの施設や人材の確保といった条件整備があることから大変厳しい状況にあることをご理解願います。

なお、幸坂議員が独自に実施されてきた個人の家庭での預かり保育については、近年、病児・病後児の預かり、保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる「ファミリー・サポート・センター事業」が国の事業として整備されました。

この事業は、登録人数100人以上という基準があり、援助を受けたい方、援助を行いたい方等が相互援助組織を形成し、それぞれが会員として登録し利用し合うというものであります。

本町の場合、この基準をクリアすることは困難だと思われますが、援助を受けたい方がどのくらい存在す

るのか、また、それを援助する方がどのくらいいるか等々、状況を把握しながら、この制度に準じた展開も可能か検討してまいりたいと思います。

■再質問

寿都町に若い世代が根ずいて、働いている若い人たちが安心して子育てしていけるという状況を作っていくということがこれから必要だと思います。

●町　長

今若い世代は地域にとって非常に大切な人材として町としてもしっかりと検討させて頂いてサポートに向けて頑張ってまいりたいというふうに考えております。

平成23年 第3回臨時会

平成23年第3回臨時会は、改選後の初議会として10月21日に招集され、会期を1日と定め、議会構成を決め、単行議案1件を審議して同日閉会しました。

※　なお、議会の構成につきましては、町広報誌11月号に顔写真を搭載しておりますので割愛させていただきます。

審議した案件

単行議案

◆寿都町民プール改修工事請負契約……原案可決

（賛成8　反対0）

町民プールの屋根改修・外壁塗装・プール内天井設置・窓ガラス改修、ボイラー、暖房機交換等。

寿都町民プールは、平成5年に建設され18年の年月が経過しており、トップライトの錆の発生がひどく雨漏りがしている状況であります。

その　ため、現状の状況で運営するには危険性があることから、施設の機能アップを行うと共に延命を図り、利用者の安全確保をするため大規模改修を行うもので、屋根のトップライトの撤去改修、外壁塗装の塗り替え、プール内保温効果を図るための天井の新設及び複層ガラスへの改修、加温用・暖房用ボイラー及び暖房機の交換等を行うものです。

・契約の方法　　指名競争入札
・契約の金額　　7千392万円
・契約の相手方　　錢高・だいまる大山特定建設工事共同企業体
　代表者　　札幌市中央区南6条西13丁目1番28号株式会社　錢高組北海道支店
　支店長　　松橋　國行
・工期　　平成24年3月23日

平成23年 第4回臨時会

平成23年第4回臨時会は11月2日に招集され、会期を1日と定め、意見案2件、補正予算1件を審議するとともに、平成22年度各会計（8件）の決算認定については、議員9名全員による決算特別委員会に付託し、同日閉会しました。

審議した案件

補正予算

◆平成23年度一般会計補正予算（第3号）…原案可決

景気対策プレミアム商品券の発行事業について、低迷する消費の拡大や商業者の売り上げ向上などを図ることとして、発行額を1千万円増額し、総額を3千万円とし、追加の補助金80万円を補正するものです。

◎平成22年度各会計決算認定（決算特別委員会へ付託）

平成22年度一般会計及び7特別会計の歳入歳出決算認定が議案として提出され、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し審議することとなりました。

決算特別委員会委員長に山本委員、副委員長に中里委員が互選されました。

◎意見書可決　関係大臣等へ送付

第4回臨時会で2件の意見書を可決し、関係省庁へ提出いたしました。なお、内容を要約して掲載いたします。

◆日本海海域におけるサクラマス資源造成に関する意見書

日本海海域、後志総合振興局内のサクラマス漁獲量は、昭和63年度に360トン、金額で3億8千万円をピークに年々減少し、今年度は管内全体で辛うじて100トンまで資源の回復をみています。

これらの資源の減少の主たる原因は、治水を最優先した河川の改修、ダムの建設により河川環境の悪化による自然産卵床の消滅が要因として考えられます。

しかし北海道は、河川環境が改善されないままに、今後のサクラマス資源造成に係わる「第1回サクラマス資源対策検討会」を9月9日開催し、池産系から遡上系に移行する考えを示し、その後の種卵供給計画を示さないまま、種卵の供給元である森尻別試験池を平成25年度をもって終了する計画を打ち出しています。

将来、河川環境が改善され遡上系に移行するとしても、ウライの設置、親魚捕獲、蓄養採卵に伴う経費負担は、市町村、漁協、漁業者は現在の負担行為で限界にきているため、道が責任を持って対応されるよう要望いたします。

日本海のサクラマス資源造成は、日本海漁業振興のため必要不可欠な重大な事業でありますので、次の事項について強く要望いたします。

1　サクラマスが自然産卵できる河床の整備、河川環境の改善と既設治水ダムのスリット化を早急に実施すること。

2　種卵の安定供給のため、森尻別試験池を継続させること。

3　遡上系に移行した場合、親魚確保のためのウライ設置、捕獲、蓄養採卵の経費は北海道が全額負担すること。

（提出先）北海道知事、北海道議会議長、北海道水産林務部長、北海道総務部長、北海道建設部長、管内選出道議会議員

◆漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書

漁業においてはコストに占める燃油のウェイトは極めて大きいことから、北海道の漁業は、かねてからの魚価下落に加えて燃油高騰が継続する中、ここ数年で急速に疲弊した。さらに追い打ちをかけるように今回、東日本大震災の大打撃に加え原発事故の風評被害

にも見舞われ、漁業経営はより深刻の度を深めています。

このような中、国民に対する水産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するために、国会及び政府におかれては、漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税をはじめとする、以下の燃油税制にかかる措置を要望します。

1　漁船に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置について、恒久化すること。

2　農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置について、恒久化すること。

3　地球温暖化対策税については、漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じること。とくに燃油への課税についてはA重油に限らず、軽油も含めて油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、総務大臣

平成23年 第5回臨時会

平成23年第5回臨時会は11月22日に招集され、会期を1日と定め、条例の一部改正1件、補正予算3件を審議し、同日閉会しました。

審議した案件

条例の一部改正

◆職員の給与に関する条例の一部改正……原案可決

（賛成7：反対1）

人事院勧告に伴い、職員の給料を減額改正するものです。

・1級を除き、2級から6級までの年齢40歳以上の職員の給料を平均して0・23％、一人当たり平均年間給与額2万5千円を減額するものです。

※　改定実施時期

平成23年12月1日

補正予算

◆平成23年度一般会計補正予算（第4号）…原案可決

（賛成7：反対1）

人事院勧告に伴う歳出予算の減額措置であり、減額分は財政調整基金に積立するもので、予算総額の変更はありません。

○補正の主なもの

（一般管理費：財政調整基金積立金）　101万5千円の増

（職員給与費など：給料、職員手当、共済費など）　101万5千円の減

◆平成23年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）……原案可決

（賛成7：反対1）

人事院勧告に伴う歳出予算の減額措置であり、現行予算から2万4千円を減額するものです。

○補正の主なもの

（包括的ケアマネジメント事業費）　1万7千円の減

◆平成23年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）……原案可決

（賛成7：反対1）

同じく給与条例改正に伴う歳出予算の減額措置であり、現行予算から3万円を減額するものです。

○補正の主なもの

（一般管理費）　3万円の減

議会日誌　平成23年9月14日以降

9月

14日　例月出納検査（沢村監査委員）

10月

6日　功労者表彰審議委員会（瓜生議長、中里総務常任委員長、木村親志産業常任委員長）

11日　例月出納検査（沢村監査委員）

11日～12日　22年度各会計決算審査（沢村監査委員）

21日　平成23年第3回臨時会・全員協議会（全議員）

23日　潮路小学校学芸会（木村真男総務常任副委員長）

27日　議会運営委員会（石澤委員長、木村親志副委員長、中里委員、沢村委員、幸坂委員）

11月

2日　平成23年第4回臨時会（全議員）

7日　功労者表彰式（全議員）

8日　南部後志衛生施設組合　第1回臨時会（小西議長、木村真男議員）

8日～9日　監査委員協議会研修会（札幌市　木村親志監査委員）

14日　例月出納検査（木村親志監査委員）

15日　後志町村議会議長会臨時総会（東京都　小西議長）

16日　全国町村議会議長大会　（東京都　小西議長）

21日～22日　決算特別委員会　（全議員）

22日　平成23年第5回臨時会・全員協議会（全議員）

23日　寿都神社新穀感謝祭（沢村副議長）

12月

8日　後志町村議会議長研修会（札幌市　小西議長）

13日　例月出納検査（木村親志監査委員）

15日　議会運営委員会（石澤委員長、木村親志副委員長、中里委員、沢村委員、幸坂委員）

20日　第4回定例会（議員全員）

26日　南部後志衛生施設組合 第2回定例会（小西議長、木村真男議員）

南部後志環境衛生組合 第2回定例会（黒松内町　山本議員）

27日　岩内・寿都地方消防組合 第2回臨時会（岩内町　石澤議員）

31日　寿都神社　除夜祭（沢村副議長、他議員多数）

1月

1日　寿都神社　歳旦祭（沢村副議長、他議員多数）

4日　新春初せり式（小西議長、他議員多数）

新年交礼会（小西議長、他議員多数）

5日　消防 出初式（小西議長、他議員多数）

7日　消防寿都分団 幹部新年会（小西議長、石澤議員）

8日　寿都町成人式（小西議長、他議員多数）

11日　漁業報告祭（小西議長）

17日　例月出納検査（木村親志監査委員）

28日　民主党北海道総支部連合会　2012年新春パーティー